
行政書士やなぎさわオフィス 監修
もしもの時、
あなたのペットは
どうなる？
——その備え、口約束だけで終わっていませんか。
飼い主さんのための安心チェックリスト10
ペット法務 × 相続

はじめに

大切な家族だからこそ、「法律の壁」を知っておく



ワンちゃん・ネコちゃんは、大切な家族の一員です。

でも、法律の上では、ペットは「家族」ではなく**「財産（物）」**として扱われることをご存じでしたか？

> **飼い主さんにもしものことがあったとき――**
>
> - 「家族が世話してくれる」と思っていたのに、誰も引き取れなかった
> - 遺言に「ペットにお金を残す」と書いたのに、法律上は無効だった
> - ペットのためのお金が、別のことに使われてしまった

こんな悲しい事態が、実際に起きています。この冊子では、10のチェック項目であなたの「備え」を確認し、もしもの時に愛するペットを守る方法を、わかりやすくお伝えします。

チェックリスト

あなたの備えは何点？

当てはまる項目にチェックを入れてみてください。

1 ☐ 自分に万が一のことがあった時、ペットを預かってくれる人が具体的に1人以上いる

2 ☐ 預け先の人に、口頭で「お願いしたい」と伝え、了承を得ている

3 ☐ 預け先の人が、ペットの餌・持病・かかりつけ医を知っている

4 ☐ 生涯にかかる費用（犬なら200〜300万円が目安）を把握している

5 ☐ 万が一の時の飼育費用を「誰が・どこから出すか」決まっている

6 ☐ 自分の遺言書に、ペットのことを書いてある（または書く予定）

7 ☐ 「ペットは法律上、財産として扱われる」ことを知っていた

8 ☐ 自分が入院・施設入所した場合のペットの行き先を考えている

9 ☐ 飼育状況を、預け先以外の第三者がチェックする仕組みがある

10 ☐ この冊子の質問に「全部YES」と即答できる

結果判定は次の頁をご覧ください▶

結果判定

YESの数で、あなたの「今」が見えます

YES 8〜10個

素晴らしい備えです！あとは**書類の形**にしておくと、より確実になります。

YES 4〜7個

意識はあるものの、**「口約束」止まり**の可能性大。口約束は、いざという時に守られないケースがほとんどです。

YES 0〜3個

もし明日、あなたに万が一のことがあったら、ペットは**行き場を失う可能性**があります。今すぐ一緒に考えましょう。

チェックが少なくても、落ち込まないでください。

「まだ何も決めていない」という状態は、実はいちばん普通のことです。ここから、一緒に一つずつ整えていきましょう。



解説①

知ってましたか？ペットの法律のこと

Q **遺言に「愛犬に財産を残す」と書けば大丈夫？**

A **残念ながら、それだけでは不十分です。**
ペットは法律上「物（財産）」の扱いだからです。

- ペット自身にお金や財産を遺すことは**できません**
- 「誰が世話をするか」を決めても、**強制力はありません**
- 遺したお金が本当にペットのために使われるか、**監視する人がいません**

> つまり、**「遺言を書くだけ」ではペットは守れない**のです。



解説 ②

３つの備え方、比較

「誰が世話をするか」「費用をどうするか」「誰が見守るか」——この3つを契約という形にする方法は、主に3つあります。

	① 負担付遺贈（遺言）	② 飼養委託（契約）	③ ペットのための民事信託
こんな人に	信頼できる引き取り手がはっきり決まっている	家族・友人に正式にお願いしたい	引き取り手がいない・高齢・単身
費用目安	遺言作成費のみ	5万円〜	15万円〜＋信託財産
費用の管理	相手に任せる	相手に任せる	用途をロックできる
見守り	なし	なし	信託監督人がチェック
安心度	△	○	◎

どれが正解、ということはありません。**家族構成・財産状況・ペットの年齢**によって、最適な組み合わせは変わります。

解説③

よくある事例

ケース1｜「息子が世話してくれる」と思っていた

息子夫婦の子供にアレルギーがあることが判明し、飼えなくなってしまった。口約束は「言った・言わない」の原因になります。

▶ 書面にすることが大切です。

ケース2｜遺言でお金を残したのに、ペットに使われなかった

引き取った親戚が、残されたお金を自分の生活費に。

▶ 費用の使い道を指定・監視する仕組み（信託）があれば防げました。

ケース3｜飼い主が急な入院。ペットが自宅に取り残された

入院は「死後」ではなく「生前」の問題。遺言では対応できません。

▶ 死後事務委任契約や飼養委託契約で、入院時の対応も決めておきましょう。

解説 ④

まず今日からできること

1

ペット飼育の生涯費用をざっくり計算する

（例：犬・あと10年）

医療費・餌・保険・サロン代で 年20〜30 万円 × 残りの年数。

この金額を「どこから出すか」が備えの核心です。

2

預け先候補に「お願いできる？」と聞いてみる

「なんとなく頼めるはず」から「正式に了承あり」へ。

3

ペットの「プロフィール」を書き出す

「名前・誕生日・持病・飲んでいる薬・かかりつけ医・餌の種類・嫌いなこと。これだけでも、もしもの時に預かる人が安心です。

4

無理に全部一人で決めようとしない

「何から始めればいいかわからない」が一番普通の状態です。専門家に状況を話すだけでも、道筋が見えます。

本冊子の内容は一般的な情報提供を目的としており、個別の法的助言ではありません。
具体的な手続きについてはご相談ください。

ご相談のご案内

「うちの場合はどうすればいいの？」
——まずは30分、お話しませんか。

行政書士やなぎさわオフィス

｜ペット法務 × 相続 × 賃貸不動産管理の専門オフィス

- ◆ ペットのための民事信託・飼養委託契約書の作成
- ◆ ペットの行き先を含めた遺言書作成
- ◆ 動物取扱業の登録申請（ペット事業者様向け）
- ◆ ペット可賃貸の規約整備（賃貸オーナー様向け）

★ 初回の概要確認・対応範囲のご相談は**30分無料**です。



行政書士
やなぎさわオフィス
GYOSEISHOSHI YANAGISAWA OFFICE

代表（行政書士）　柳澤　誠一
埼玉県さいたま市緑区東浦和2丁目61-13
WEB：https://petconcierge.site
Mail　：yanagisawa.office@sh-partners.co.jp
TEL　：048-741-9278

LINE公式アカウント
「相談希望」と送るだけ▼

LINE

（1階はドッグサロン。ご相談はトリミングの待ち時間にもどうぞ）



備えは、
愛する家族への
いちばんの贈りもの。

行政書士やなぎさわオフィス